

- ★ 給料をキチキチ拂へ！
- ★ 最低賃金を八十まで下ろさう！
- ★ 年一回の昇給制（面最低迄）を確立しろ！
- ★ 公休と臨休には日給の全額を支拂へ！
- ★ 女工の月給特には日給全額付を月同を與へろ！
- ★ 資本家全額負担の健康保険に加入せよ！
- ★ 全協・日本化学労働組合の旗を下げろ！
- ★ 全協日本化学労働組合東京支部の旗を下げろ！

6. 3. 7
2213

労組第七七五號

昭和六年三月四日 警視總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿
 社會局長 吉田 茂 殿
 各廳在縣長 官 殿

赤川郡赤川町赤川

多喜惣三製作所労働争議 附スル件（第二報解決）

「日本化学」

要旨 工場主八被解雇者ニ對シ日給ノ三週間分ヲ支給シ解決セリ

標記工場労働争議ニ附シ既報ノ八被解雇者赤川誠一